○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市嬉石町三丁目七八番一から同市松原町二丁目三番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○東北地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定を解除する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
宮古市松山第七地割二四番一から同市松山第六地割六七番一まで	三四・九〇～七六・八〇メートル　〇・二一〇キロメートル

四　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
宮古市松山第七地割二四番一から同市松山第六地割六七番一まで	三四・九〇～七六・八〇メートル　〇・二一〇キロメートル

五　指定を解除及び指定する期日　平成二十八年三月三十一日

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	仙台市若林区六丁目字南九九番一地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日〇時

○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市青葉区作並岳山国有林一四四林班ろ小班地内	前	一八・三七～五七・〇〇メートル　〇・〇八四キロメートル
	後	三九・六九～五七・〇〇メートル　〇・〇八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区作並岳山国有林一四四林班ろ小班地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
能代市浅内字沢辺一〇三番二から同市二ツ井町切石字烏坂六番三まで	前	二三・七〇～四一七・八〇メートル　二・三一一キロメートル
	後	二三・七〇～三二五・六〇メートル　二・三一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線　名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
新庄市五日町字清水川一三一七番一から同市大字昭和字昭和四七三番二まで	前　A	一一・三〇～四五・〇〇メートル　八・三六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一一・三〇～四五・〇〇メートル　八・三六〇キロメートル	
	後　B	一三・〇〇～九五・〇〇メートル　八・二〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所